

佐賀県浄化槽設置基準

第1章 浄化槽の設置

(設置数の制限)

第1条 浄化槽は、原則として1敷地に1基とする。ただし、排水が明確に分離される場合又は流量調整を行う場合など負荷の偏りがない場合を除く。

(設置場所)

第2条 浄化槽は、次のような場所に設置すること。

- (1) 浄化槽の保守点検や清掃に支障のない場所で原則として屋外であること。
- (2) 浄化槽をやむを得ず屋内に設置する場合は、有効な換気、照明並びに保守点検及び清掃作業に必要な空間が十分に確保される場所であること。
ただし、食品等特に衛生的管理を必要とするものを扱う工場建屋内又は店舗内への設置は行わないこと。
- (3) 雨水等により冠水しない場所であること。
- (4) 飲料に供する井戸又は飲料用水槽等に影響のない場所であり、井戸から5m以上離すこと。
- (5) 原則として、公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設等集合処理施設(以下「下水道等」という。)の処理区域外であること。
また、処理区域内の既存浄化槽は、下水道等が供用開始された場合遅滞なく廃止し、下水道等に接続すること。
なお、建築基準法第85条に基づき設置される場合は除くものとする。ただし、災害時の利用を想定し、あらかじめ浄化槽を設置する場合にあっては、通常時は下水道等に放流することを前提とすること。
- (6) 2mを超える高さの崖や擁壁がある場合、それらの上端又は下端から敷地の安全上必要な距離を離すこと。

(放流先及び放流方法)

第3条 浄化槽の処理水の放流は、次の各号に適合すること。

- (1) 放流先は、環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。
- (2) 原則として水質汚濁防止法第2条第1項で規定する公共用水域等(河川、湖沼、その他公共の用に供される水路等)へ放流すること。
- (3) 放流先の水位変動により逆流のおそれがある場合では、必要な逆流防止措置をとること。
- (4) 浄化槽の放流管と雨水管は、原則別々の系統で敷地外まで伸ばすこと。

第2章 浄化槽の構造

(構造)

第4条 浄化槽の構造は、建築基準法等によるほか次の各号に適合すること。

- (1) 「尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件（昭和 55 年建設省告示第 1292 号）」によるほか、「浄化槽の構造基準・同解説」（（財）日本建築センター発行）に準拠すること。
- (2) 流量の変動が大きい場合は、必要に応じて流量を調整できる措置を講ずること。
- (3) 浄化槽の保守点検、清掃に支障がないよう管きよの部分には要所ごとに点検升を、浄化槽本体の各槽、各室の天井にはマンホールを設けること。
- (4) 浄化槽の設置位置又はその近辺に維持管理用の給水栓を設けること。
- (5) 飲食店等の油脂類を多く含む排水を処理する場合は、十分な処理能力を有する油脂分離槽（グリストラップ等）を設置し、機能が損なわれないよう適切に管理すること。
- (6) 雨水や次の排水は、原則として流入させないこと。

次の排水については浄化槽に流入させると浄化槽の正常な機能を損なうおそれがあるので、原則として別途処理を行うこと。

- ① 事業場排水
- ② 温泉排水（水量、温度、泉質など把握が困難。洗場の排水は浄化槽で処理する。）
- ③ 医療機関（犬猫家畜病院を含む）排水のうち臨床検査部門、放射線関係、手術室、人工透析施設からの排水
- ④ クリーニング業の業務用排水
- ⑤ 肉市場及び魚市場の業務用排水
- ⑥ 動物病院やペットショップの動物の糞尿及びペット美容排水

ただし、別添 1（平成 12 年 3 月 31 日建設省住指発第 191 号建設省住宅局建築指導課長通知及び平成 31 年 3 月 20 日環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長通知（技術的助言））による雑排水については、同通知に基づき取扱うこととする。

また、事業所のうち、事務所、店舗及び食堂など生活排水と同様な汚水が算出される建築物については、日本産業規格「建築物の用途別による尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302:2000）」により浄化槽で対応することになっているため、別添 2（浄化槽に受け入れ可能となっている事業所排水）を参考にすること。

- (7) 原則としてディスポーザーは設置しないこと。

ただし、ディスポーザー対応型浄化槽として設計された浄化槽はこの限りではない。

(処理対象人員の算定)

第5条 浄化槽の処理対象人員の算定は、日本産業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302:2000）」によるものとする。ただし、建築物

の使用状況により、上記算定基準に基づき算定した処理対象人員が実状にそわないと判断される場合は、この算定人員を増減できるものとする。

2 増減できるか否かについては、既存あるいは類似施設の年間の水道使用量、汚水の量及び質等の参考資料を添えて事前に浄化槽の設置場所を管轄する保健福祉事務所に相談すること。

3 なお、流量の変動が大きい場合又は汚濁負荷が高いと思われる場合等については、必要に応じて浄化槽の設置場所を管轄する保健福祉事務所長、浄化槽関係事業者等に事前に相談を行うなど情報収集に努め適正な能力を有する浄化槽を設置すること。

4 住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定基準におけるただし書きについては、別添3（平成26年3月20日付け下水道第935号「住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定基準におけるただし書きの取り扱いについて（通知）」）に基づき、次の各号のとおり取扱うこととする。

(1) チェックシートにより基準適用の可否について確認を行うこと。

(2) 設置届の12「その他の特記すべき事項」欄への適応希望へ記載すること。

(3) 誓約書、チェックシート及び水道使用量を明らかにする資料等を添付すること。

（汚水量及び汚水濃度の設定）

第6条 汚水量及び汚水濃度は、処理対象人員算定に用いた原単位及び類似建築物の実状を参考にして設定すること。

（増改築等における既存浄化槽等の使用の制限）

第7条 増改築や用途変更を行う場合で既存浄化槽を使用する場合には、次の事項に留意のうえ事前に浄化槽の設置場所を管轄する保健福祉事務所長に相談すること。なお、処理対象人員、処理方式、放流水質が基準に適合しないため次の(1)～(3)に基づき見直しを行ってもなお不適の場合は、使用不可とする。

(1) 既存浄化槽が機能的に使用可能かどうかの判断は、直近1年の浄化槽法（以下「法」という。）第11条（若しくは7条）検査の結果により行う。

(2) 既存浄化槽の構造及び設備に異常がなく、かつ処理対象人員及び汚水量を処理対象人員算定基準で算定し直した結果が既存浄化槽の処理能力を超えていないこと。

(3) 処理対象人員算定基準で算定し直した処理対象人員又は汚水量に対し、既存浄化槽の処理能力が適切かどうか直近1年分の水道使用量データなどを添付し、その値から判断される日平均汚水量及び負荷量が処理能力以下であった場合は、第5条のただし書きを適用し、増減することができる。

2 既存浄化槽が単独処理浄化槽である場合には、合併浄化槽への転換あるいは下水道等へ接続するよう努めなければならない。

第3章 浄化槽の工事

(工事の実施)

第8条 浄化槽の工事は、浄化槽工事の技術上の基準、下水道排水設備指針によるほか、次の各号に適合すること。

- (1) 型式認定浄化槽を設置する場合は、外部からの荷重、衝撃に十分耐えられるよう措置をとるとともに、基礎部分はコンクリート打ち又はこれに相当する施工によりフラット面を確保すること。
- (2) 軟弱地盤に浄化槽を設置する場合は、本体の不等沈下や管路のずれが生じないよう措置をとること。
- (3) FRP 浄化槽は衝撃に対し弱い材料であり慎重に取扱うと共に、埋設作業や埋め戻しの土砂にも細心の注意を払うこと。
- (4) その他、別添4（浄化槽工事施工の留意点）に基づき適正に施工すること。

(検査の実施)

第9条 浄化槽工事業者は、検査の実施にあたっては、次の各号に適合すること。

(1) 工事写真

次の工程毎に工事名、撮影年月日、浄化槽の名称等を記入した黒板及び測量ポール等状況を示す道具と一緒に工事写真を撮影すること。

- ① 浄化槽設備士が実施に監督していることを示す写真
- ② 浄化槽本体（プレートなど型式がわかるもの）
- ③ 基礎工事（栗石地業、配筋及びコンクリート）の状況を示す写真
- ④ 本体据付時の写真（水張りを行い水平を保ちつつ埋め戻し水締め及び突き固めを行っている状況を示しているもの）
- ⑤ 上部スラブ工事（配筋及びコンクリート）の状況を示す写真
- ⑥ 耐圧版等の補強及び嵩上げが必要な場合はその状況を示す写真
- ⑦ ブロワの設置状況（基礎と地盤の高さがわかるもの）の写真

(2) 受入検査

浄化槽本体、内部部品に損傷がないかを確認すること。

(3) 中間検査

槽の容量など、水を張ると見えない部分の検査を行うこと。

(4) 完了検査

工事完了後、漏水検査（24 時間）、通水試験及び通風検査を実施し、各設備の機能を確認するとともに、浄化槽工事チェックリスト（設置基準様式第1号）により工事全体の完了状況を確認すること。

(帳簿の備付け等)

第10条 浄化槽工事業者は、次の各号により帳簿の作成、保存を行うこと。

- (1) 浄化槽工事業者は、浄化槽工事業に係る登録等に関する省令第10条の規定により、浄化槽工事ごとの浄化槽工事業帳簿（設置基準様式第2号）を作成すること。
- (2) 前項の帳簿は、各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後5年間保存すること。

第4章 不適正工事への対応

(指示)

第11条 保健福祉事務所長は、法第32条第1項の規定により浄化槽工事について生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽工事業者に対し必要な指示を行う。

(登録の取消等)

第12条 佐賀県建設・技術課長は、浄化槽工事業者が浄化槽関係法令の規定を遵守していないと認めたときは、浄化槽工事業者の登録の取消し又は事業の停止命令等必要な措置を講じる場合がある。

附 則

この基準は、令和6年7月1日から施行する。

附 則（令和7年3月24日下水道第2017号）

この基準は、令和7年7月1日から施行する。

設置基準別添1

尿尿と合併して処理することができる雑排水の取り扱いについて

(平成12年3月31日建設省住指発第191号)

都道府県建築主務部長宛

建設省住宅局建築指導課長

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条の規定に基づき定める昭和55年建設省告示第1292号(以下「告示」という。)に規定する浄化槽によって、尿尿と合併して処理することができる雑排水の取り扱いについて、次のように定めたので通知します。

貴職におかれは、この旨貴管内特定行政庁に対して周知されたくお願いします。

なお、本件は、厚生省生活衛生局水道環境部と了解みであることを申し添えます。

記

1 尿し尿と合併して処理することができる雑排水

1日当たりの排出量が50立方メートル未満で、別添に掲げる業種の施設からの雑排水については、告示第1(第4号から第6号までに限る。)から第3まで及び第6から第13までにおいて雑排水として尿し尿と合併して処理すること(以下「総合処理」という。)ができるものとする。

2 排水処理方法

- (1) 総合処理に当たっては、設計水量及び設計負荷を適切に設定すること。
- (2) 季節的、時間的な水量変動に対応するため、必要に応じて、原水ポンプ槽、流量調整槽等、排水の移送水量が調整可能な設備又は施設を付設すること。

3 処理対象人員算定基準の適用について

処理対象人員の算定は、昭和44年建設省告示第3184号によること。

4 運用上の留意点

運用に当たっては、必要に応じて各都道府県の浄化槽の保守点検及び清掃を担当する部局と連絡調整を図ること。

5 その他

総合処理が可能な業種は、別添に掲げるもののほか順次追加する予定である。また、現在、総合排水を想定した浄化槽の構造基準等についても検討を行っているところであり、その基準が定まり次第追って通知する予定である。

別添

産業分類	業 種
093(123)	野菜缶詰・果物缶詰・農産保存食料品製造業
0931(1231)	野菜缶詰・果物缶詰・農産保存食料品製造業
0932(1232)	野菜漬物製造業
097(127)	パン・菓子製造業
0971(1271)	パン製造業
0972(1272)	生菓子製造業
0973(1273)	ビスケット類・干菓子製造業
0974(1274)	米菓製造業
099(129)	その他の食料品製造業
0992(1293)	めん類製造業
0993(1295)	豆腐・油揚げ製造業
0994(1296)	あん類製造業
0996(1298)	そう(惣)菜製造業

産業分類：日本標準産業分類(平成10年2月発行)による

合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについて（技術的助言）

（平成 31 年 3 月 20 日環循適発第 1903208 号）

都道府県浄化槽主管部長宛

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長

合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについては、平成 12 年 3 月 31 日付け厚生省衛浄 20 号（以下「20 号通知」という。）にて、平成 12 年 3 月時点において排水の性状及び特性からして、屎し尿と合併して処理することができる雑排水として扱っても支障がないことが明らかになった業種を通知しているところです。

今般、内閣府の「平成 29 年地方分権改革に関する提案募集」において、浄化槽で処理が可能な業種の拡大について提案があり、検討の結果、屎し尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについて、国土交通省住宅局建築指導課から別添のとおり発出されるので、下記のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として通知します。

貴職におかれては、貴管内の市町村（一部事務組合を含む。）及び貴都道府県知事指定の指定検査機関に対しても、この旨周知をお願いします。

なお、本件は、国土交通省住宅局建築指導課と協議済みであることを申し添えます。

記

1 屎し尿と合併して処理することができる雑排水

1 日当たりの排出量が 50 立方メートル未満で、別紙に掲げる業種の施設からの雑排水については、昭和 55 年建設省告示第 1292 号第 1 及び第 6 から第 12 までにおいて雑排水として屎し尿と合併して処理すること（以下「総合処理」という。）ができるものとする。

2 排水処理方法

- (1) 総合処理に当たっては、設計水量及び設計負荷を適切に設定すること。また、別紙の留意事項に係るデータについても設計データにより確認すること。
- (2) 季節的、時間的な水量変動に対応するため、必要に応じて、原水ポンプ槽、流量調整槽等、雑排水の移送水量が調整可能な設備又は施設を付設すること。

3 処理対象人員算定基準の適用について

処理対象人員の算定は、昭和 44 年建設省告示第 3184 号によること。

4 運用上の留意点

運用に当たっては、必要に応じて、各都道府県の浄化槽の保守点検及び清掃を担当する部局と連絡調整を図ること。

別紙

産業分類	業 種	留意事項
091	畜産食料品製造業	① 設計 BOD 負荷量を超えないこと。 ② BOD に対する N の割合が 5%程度であること。 ※ 5%程度でない場合、各浄化槽の性能により判断すること。 ③ BOD に対する P の割合が 1%程度であること。 ※ 1%程度でない場合、各浄化槽の性能により判断すること。
093(123)	野菜缶詰・果物缶詰・農産保存食料品製造業	
0931(1231)	野菜缶詰・果物缶詰・農産保存食料品製造業	
0932(1232)	野菜漬物製造業	
094	調味料製造業	上記②、③と同様。
097(127)	パン・菓子製造業	
0971(1271)	パン製造業	
0972(1272)	生菓子製造業	
0973(1273)	ビスケット類・干菓子製造業	
0974(1274)	米菓製造業	
099(129)	その他の食料品製造業	
0992(1293)	めん類製造業	
0993(1295)	豆腐・油揚げ製造業	
0994(1296)	あん類製造業	
0996(1298)	そう（惣）菜製造業	
101	清涼飲料製造業	上記③と同様
102	酒類製造業	上記①～③と同様。
589	その他の飲食料品小売業	上記②、③と同様。
1061	配合飼料製造業	

※産業分類：日本標準産業分類（平成 25 年 10 月発行）による。（）内は平成 10 年 2 月発行の番号を示す。

※太枠内は 20 号通知の業種に今回追加したもの。

設置基準別添 2 浄化槽に受け入れ可能となっている事業所排水

JIS に示されていない建築用途や適用する場合の注意事項について、「浄化槽の設計・施工上の運用指針 2002 年版」（編集：国土交通省住宅局建築指導課、日本建築行政会議（旧：建築主事会議））に示されている。

建築用途	JIS A 3302 で規定されている建築用途		運用指針において類似建築用途として例示されているもの
① 集会施設関係	公会堂、集会場、劇場、映画館、演芸場、競輪場、競馬場、競艇場、観覧場、体育館		公民館、自治会館、葬祭場、地区集会場、斎場、神社・寺院、教会、宗教関係の集会場、野球場、陸上競技場、サッカー場、室内トレーニング場、ヘルスクラブ、道場、武道場、屋内ゲートボールセンター、アスレチッククラブ、フィットネスクラブ、エアロビクスダンス場、ジャズダンス場
② 住宅施設関係	住宅、共同住宅、下宿、寄宿舍、学校寄宿舎、自衛隊キャンプ宿舎、老人ホーム、養護施設		2 世帯住宅、長屋、リゾートマンション、社員寮、グループホーム、老人ホームのデイサービス、特養老人ホーム、老人保健施設、宿泊のある授産施設、刑務所
③ 宿泊施設関係	ホテル、旅館、モーテル、簡易宿泊所、合宿所、ユースホステル、青年の家		山小屋、山荘、民宿、保養所、結婚式場・宴会場を主たる用途とする建築物、個室付き浴場、ラブホテル、宿泊を伴う研修所、カプセルホテル、精神病院等で同一収容患者が長期療養するもの
④ 医療施設関係	病院、療養所、伝染病院、診療所、医院		針灸院、整骨院、マッサージ所、犬猫病院・動物病院（ただし、糞尿等は別途処理）
⑤ 店舗関係	店舗、マーケット、百貨店、飲食店、喫茶店		理容院、美容院、コインランドリー、自動販売機により飲食させる店舗、容器別処理のファーストフード店、持ち帰り専用弁当店・専用寿司店、ペットショップ（ただし、糞尿及びペット美容の排水は別途処理）、ホームセンター、クリーニング店、（ただし、業務用排水は別途処理）、コンビニエンスストア、仕出し屋、弁当屋、お好み焼き店、ラーメン専門店、レストラン（和洋食を共に提供するようなもの）、ファミリーレストラン、郊外レストラン、ドライブイン、バー、キャバレー、スナック、ビアホール、屋上ビアガーデン、手作り和洋菓子店の厨房部分、中華料理専門店、焼肉店、洋食系料理専門店、料理の種類が未定の店舗、そば店、うどん店、貸席、料亭、和食系料理専門店
⑥ 娯楽施設関係	玉突場、卓球場、パチンコ店、囲碁クラブ、マージャンクラブ、ディスコ、ゴルフ練習		ゲームセンター、カラオケボックス・ハウス・ルーム（ただし専ら飲料等を提供するものに限る）、ダンスホール、パターゴルフ場、屋外ゲートボール場、梨狩り、ブドウ狩り、

	場、ボーリング場、バッティング場、テニス場、遊園地、海水浴場、プール、スケート場、キャンプ場、ゴルフ場		リンゴ狩り等の観光農園、ミニゴルフ場
⑦ 駐 車 場 関 係	サービスエリア、駐車場、自動車車庫、ガソリンスタンド		
⑧ 学 校 施 設 関係	保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、各種学校、図書館		花・茶・ピアノ等の教室、カルチャーセンター、塾、託児所、盲学校、ろう学校、養護学校、学童保育所、自動車教習所、高等専門学校、予備校、美術館、博物館、展示場
⑨ 事 業 所 関 係	事務所		銀行、庁舎、証券会社、郵便局（ただし、作業部分は作業場関係とする）、派出所、宿泊を伴わない研修所
⑩ 作 業 所 関 係	工場、作業所、研究所、試験所		倉庫、アトリエ、卸売り店舗、宿泊のない授産施設、郵便局の作業部分
⑪ そ の 他	市場、公衆浴場、公衆便所、駅、バスターミナル		サウナバス、健康ランド、レジャー浴場、ハウジングセンター内便所、公園便所、市場（ただし、食肉市場及び魚市場は別途処理）

出典：JIS3302:2000 及び浄化槽の設計・施工上の運用指針 2002 年版より作成

設置取扱基準別添3 平成26年3月20日付け下水道第935号「住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定基準におけるただし書きの取り扱いについて（通知）」（令和7年4月1日改正）

住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定基準におけるただし書の取扱い

日本産業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302）」における「2 建築用途別処理対象人員算定基準」のただし書（以下、「JIS 基準ただし書き」）を適用し、算定人員を増減する場合の取扱いを次のとおり定める。

第1 対象住宅及び算定人員の変更内容

一戸建て住宅（延べ面積が130㎡を超える専用住宅に限り、二世帯住宅を除く。以下「住宅」という。）のうち第2に掲げる適用条件に合致する場合は、設置する浄化槽の処理対象人員を5人とすることができる。

第2 適用条件

以下のすべての条件に適合すること。

- 1 台所及び浴室がそれぞれ1箇所以内であること。
- 2 実居住人員及び将来の居住人員見込みが5人以下であること。
- 3 2において4人又は5人である場合、予定使用水量（次のいずれかの方法により算定した値）が1日あたり1,000リットル以下であること。
 - イ 水道のみを使用している場合 最大水道使用量実績値とする。ただし、下記に該当する場合は1日あたり最大水道使用量実績値に次の値を乗じて得た値とすること。
 - A 居住人員の増加の予定がある場合 予定居住人員／実居住人員
 - B 従前が汲取り便所の場合 200/150
 - ロ 水道に加え井戸水等を使用している場合（ただしメーターの設置その他適切な方法により最大井戸水等使用水量実績値を提出できる場合に限る） イの方法によるものとし、「最大水道使用量実績値」を「最大水道使用量実績値に最大井戸水等使用水量実績値を加えた値」と読み替えて算出した値とする。
 - ハ 井戸水等のみを使用している場合（ただしメーターの設置その他適切な方法により最大井戸水等使用水量実績値を提出できる場合に限る） イの方法によるものとし、「最大水道使用量実績値」を「最大井戸水等使用水量実績値」と読み替えて算出した値とする。
- 4 設置者の責任において浄化槽の法定検査、保守点検及び清掃が適正に実施されること。
- 5 浄化槽法施行規則第一条（使用に関する準則）を遵守すること。
- 6 既存の浄化槽がある場合、直近の法定検査の結果が「適」であること。
- 7 今後、設置する浄化槽の処理能力以上に排水のBOD量が高くなる要因がないこと。
- 8 浄化槽設置後、ライフスタイルの変化等により第1号から第6号の基準に適合しなくなる等の要因で法定検査の結果が「不適」と判断された場合においては、適切な規格（人槽）の浄化槽への切替・交換を含め適切な対応が可能であること。

第3 手続き方法

JIS 基準ただし書きの適用を希望する場合は、浄化槽設置届出書の「12. その他特記すべき事項」欄に適用を希望する旨を記載することとし、当該届出書には下記書類を添付すること。また、提出時には必ず設置者が窓口へ持参すること。

- 1 誓約書
- 2 実居住人員及び将来の居住人員見込みが4名及び5名である場合、最近1年間の水道使用量及び井戸水等使用水量実績値を明らかにする資料
- 3 ただし書き適用に係るチェックシート

第4 適用日

本取扱いは、平成26年7月1日から適用する。ただし、適用日以前に本取扱いを適用することを妨げない。

附 則（令和3年3月30日付け下水道第1359号下水道課長通知）

本取扱いは、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和3年7月8日付け下水道第599号下水道課長通知）

本取扱いは、令和3年7月8日から適用する。

附 則（令和6年3月28日付け下水道第2133号下水道課長通知）

本取扱いは、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年3月24日付け下水道第2010号下水道課長通知）

本取扱いは、令和7年4月1日から適用する。

誓 約 書

年 月 日

佐賀県知事 様

浄化槽設置者 住所
氏名

今般、佐賀県 において浄化槽を設置するに当たり、
「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A3302：2000）」に基づく処理対象人員の算定方法では、住宅の延べ床面積が 130 m²を超えることにより処理対象人員が 7 人となりますが、実際の使用状況を考えると明らかに実情に添いません。

このため、同基準のただし書きの適用をお願いしているところですが、この適用を受け、処理対象人員が 5 人の浄化槽を設置した場合、将来、諸般の事情の変化等によっては自らの責任において適切な規格（人槽）の浄化槽へ切替・交換を行う必要が生じる場合があることも十分理解した上で、下記記載事項並びに関係図書記載事項に相違ないことを誓約します。

記

- 1 当該浄化槽に係る住宅においては、将来に亘って居住人員は 5 人以下であり、1 日あたり予定使用水量が 1, 0 0 0 リットルを超えることとなることはありません。
- 2 当該浄化槽に係る住宅においては、設置する浄化槽の処理能力以上に排水の BOD 量が高くなる要因はありません。
- 3 浄化槽法に基づく浄化槽の法定検査、保守点検及び清掃を適正に実施し、また、浄化槽法施行規則第 1 条（使用に関する準則）を遵守することにより、生活環境を保全します。
- 4 上記 1, 2 の項に相違する事態となる等の要因で法定検査または行政庁等が行う検査の結果が「不適」と判断された場合、清掃の回数を増やすなど必要な対応を行うほか、それでもなお改善しない場合には、適切な規格（人槽）の浄化槽への切替・交換を行うなど、行政庁の指示に従い、責任を持って速やかに改善措置を講じます。
- 5 その他、行政庁が必要と認めて行う指導を受けた場合も、責任を持って速やかに改善措置を講じます。
- 6 浄化槽管理者（浄化槽設置者に同じ）を変更する場合は、変更後の浄化槽管理者に対し、責任を持って上記事項を承継します。

ただし書き適用に係るチェックシート

		設置者 チェック欄	保健福祉 事務所 確認欄
1	浄化槽を設置しようとする建築物の用途が「1戸建て住宅」である。		
2	台所及び浴室は1ずつである。		
3	実居住人員及び将来の居住人員見込みは	3人以下である。	
		4人又は5人である。	
4	3において4人又は5人である場合、 浄化槽設置後の1日あたり予定使用水量が1,000リットル以下である。		
5	設置者の責任において浄化槽の法定検査、保守点検及び清掃が適正に実施できる。		
6	浄化槽法施行規則第一条(使用に関する準則)を遵守する。		
7	既存の浄化槽がある場合、直近の法定検査の結果が「適」であること。		
8	服薬、洗剤・油脂類の使用過多により、排水のBOD量が高くなることを理解しており、浄化槽の処理能力以上に排水のBOD量が高くなる要因がない。		
9	浄化槽設置後、法定検査の結果が、「不適」と判断された場合、清掃を必要に応じ実施するなど、速やかに改善措置を講じる。		
10	清掃などの改善措置を講じて、法定検査の結果が「不適」と判断され改善されない場合、責任を持って、適切な規格(人槽)の浄化槽への切替・交換を含め適切な対応が可能である。		
11	浄化槽管理者を変更する場合、変更後の浄化槽管理者に対し、責任を持って上記事項を承継する。		

確認年月日： 年 月 日

浄化槽設置者：

浄化槽設置届出書		受付済証	受付印
佐賀県知事 殿		佐賀県	第〇〇号 年 月 日 佐賀県保健福祉事務所
設置者住所 佐賀市城内1-1-59		〇〇保健福祉 事務所	
TEL		担当者(職・氏名) 田中 二郎(主査)	
氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 佐賀 太郎			
浄化槽を設置したいので、浄化槽法第5条第1項の規定により次のとおり届け出ます。			
1. 設置場所の地名地番	佐賀市城内1-1-59		
2. 種類	☒ 浄化槽法に基づく(名称 〇〇) ☐ 型式認定浄化槽(認定番号 〇〇-〇〇) ☐ その他		
3. 処理の対象	☒ し尿のみ ☒ 汚し尿及び雑排水		
4. 建築物の用途及び延べ面積	140.5 m ²		
5. 処理対象人員(設置人員)	3人(5人槽)		
6. 処理能力	イ. 日平均汚水量 0.9 m ³ /日 ロ. BOD除去率 90 % ハ. 放流水中のBOD 20 mg/l		
7. 放流先又は放流方法	☒ 明渠 ☒ 河川 ☐ 湖沼 ☐ 海域 ☐ 地下浸透 ☐ その他()		
8. 浄化槽工事業者	氏名又は名称 株式会社平野電気設備 知事登録・届出番号 9-300		
9. 着工予定 年 月 日	10. 使用開始予定 年 月 日		
12. その他特記すべき事項	JIS基準ただし書きの適用を希望		

11. 付近見取図



- (注意) 1. 2欄、3欄、7欄は、該当する事項を○で囲むこと。 BOD: 生物化学的酸素要求量
2. 11欄は、設置位置、放流経路(水路)、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること。
3. 12欄は、処理対象人員と使用予定人員が異なる場合にその予定人員を記入すること。
(備考) 用紙の大きさは日本製図規格A列4番とする。

見本

処理方式	小型合併処理(接触ろ床方式)						住所	TEL	
設置区域の種別	下水道処理区域(若しくは3年以内に下水道処理区域)						佐賀市与賀町4-4	0952-23-1138	
	非該当区域 ☒ 該当区域						氏名又は名称	有限会社宮崎環境	
							登録番号	〇〇-〇〇	
建築用途別処理対象人員算定表(建築面積 140.5 m ²)							住所	TEL	
種別	1階	2階	3階	4階	用途別外	算定人員	佐賀市与賀町4-4	0952-23-1138	
用途							氏名又は名称	有限会社宮崎環境	
住宅	96.2	44.3			140.5	130㎡を超える	登録番号	〇〇-〇〇〇〇	
							住所		
							氏名		
							認定番号		
							取得年月日	年 月 日	
計	96.2	44.3			140.5	5	汚水量算定等		
							詳細は添付資料のとおり		

この届出書(添付資料含む)に記載された個人情報は、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、浄化槽法等の規定に基づき佐賀県(下水道課、建築住宅課、各保健福祉事務所及び各土木事務所)、県内市町及び指定検査機関(一般財団法人佐賀県環境科学検査協会)において利用させていただきます。これ以外の目的については、本人の了解なしに個人情報を第三者に提供することはありません。

佐賀県の個人情報保護方針については、ホームページのプライバシーポリシー(<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html>)を御覧ください。

浄化槽工事施工の留意点

第1章 工事準備

(設置場所調査)

第1条 浄化槽の設置場所は、次の各号を確認すること。

(1) 次の各号に適合すること。

- ① 維持管理(保守点検・清掃・法定検査)がしやすい場所であること。
- ② 建物の排水場所と浄化槽の距離が適当であること。
- ③ 工事に障害となる埋設物(水道、ガス、電気ケーブル等)がない場所であること。飲用井戸に近接していないこと。
- ④ 降雨時に冠水せず、湧き水等が発生しない場所であること。
- ⑤ 排水路、河川等の適切な放流先がある場所であること。
- ⑥ 浄化槽等の搬入及び残土等の搬出に支障がない場所であること。
- ⑦ 環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。
- ⑧ 崖や擁壁がある場合、それらの上端又は下端から敷地の安全上必要な距離を有すること。

(2) 浄化槽上部の利用目的(駐車場等)や外構工事等の予定を確認すること。

(搬入時検査)

第2条 浄化槽の搬入にあつては、次の各号を確認すること。

- ① 工場生産浄化槽にあつては、浄化槽本体の亀裂・破損・変形の状況を確認すること。
- ② ブロワ、マンホール蓋など付属品の状況を確認すること。
- ③ 必要な電源、用水の確保を行うこと。

第2章 工事手順

(掘削工事)

第3条 浄化槽の設置のための掘削工事は、次の各号に適合すること。

(1) 地縄張り

- ① 敷地整理完了後、浄化槽の設置位置を決定するため、地縄張りを行うこと。
- ② 浄化槽のレベル、位置、方向及び中心線を設定するため、必要な箇所の杭を打って、遣り方を設けること。

(2) 掘削工事

- ① 仕様書や、図面を参考に必要な限度まで掘削する。(掘りすぎの調整は、捨てコンクリートで行う。)
- ② 地盤崩壊の危険を防止すること。
- ③ 近くに建築物やその他の工作物（地下のガス、水道管等）がある場合は、影響を及ぼさないように措置すること。

（基礎工事）

第4条 浄化槽の設置のための基礎工事は、次の各号に適合すること。

（1）割栗石地業

- ① 地盤の状況に応じて基礎の沈下又は変形が生じないように行うこと。
- ② 地耐力の弱い場所や地下水位が高く掘削面から水が出る場合等は、地盤の強度を確保するため、その状況に応じて適切な地業を行うこと。
- ③ 栗石を敷いて、突き固めを行うこと。
- ④ 砂利で目潰しを行い、突き詰めを行うこと。

（2）捨てコンクリート

- ① 割栗地業で十分に突き固めたその上に、捨てコンクリートを水平に打ち、所定の深さとすること。(50mm以上)
- ② 掘りすぎた場合の深さの調整を行い、適正な養生を行うこと。
- ③ 捨てコンクリートの上に通芯、型枠の位置、浄化槽本体の浮上防止金具の取付位置等の墨出しを行うこと。

（3）基礎底版コンクリート

- ① 浄化槽本体を水平に設置できるように、また、上部の荷重を均等に地盤に伝えるために底版コンクリートを打設すること。
- ② 鉄筋、型枠等、打ち込み材料を移動させないように注意し、適当な器具で十分締め固め、鉄筋その他の打ち込み材の周囲や、型枠の隅までコンクリートを行き渡らせること。
- ③ 型枠工事を行い、鉄筋を組み立てること。
- ④ コンクリートを打ち、金ごてなどで、水平に仕上げる。槽本体固定金具や、浮上防止金具は、はずれないように確実に取り付けること。
- ⑤ 十分強度がでるまで養生し、その後に型枠を取り外すこと。
- ⑥ 浄化槽の外形寸法以上の広さとすること。
- ⑦ 既製底版を使用する場合は、上記のほかメーカーの施行要領書に準拠すること。

（本体据付工事）

第5条 浄化槽本体の据付工事は、次の各号に適合すること。

- ① 底版コンクリートの上に、通芯、浄化槽本体の位置等の墨出しを行うこと。
- ② 底版コンクリートの上の小石や異物等は除去すること。

- ③ 浄化槽の吊り金具にロープを掛けて、流入管底や放流管底のレベルを確かめつつ、静かに本体を吊り上げ、吊り降ろしを行うこと。
- ④ 本体の水平の確認を行い、水平が取れてない場合には、ライナ等を槽の下に入れて調整する。この場合は必ず隙間にモルタルを充填すること。

(水張り)

第6条 浄化槽設置後の水張りは、次の各号に適合すること。

- ① 槽内部に異常がないことの確認の後、所定の水位まで水張りを行い、槽の安定を図ること。
- ② 水準目安線等から、槽の水平の確認を行うこと。
- ③ 槽に漏水がないか確認を行うこと。

(埋め戻し工事)

第7条 浄化槽設置後の埋め戻しは、以下の手順で行うこと。

- ① 石などが混入していない良質の土砂等を用いること。
- ② 周囲を均等に埋め戻すこと。水締め及び突き固めの作業を何回かに分けて行い、槽の左右交互に振り分けること。
- ③ 衝撃を与えたり、槽を移動させたり、水平の狂いを生じさせたりしないこと。
- ④ 土砂の内部に隙間ができないよう十分締め固めを行うこと。
- ⑤ 流入管、放流管の接続を行い、更に、槽外部の配管類を損傷しないように注意すること。
- ⑥ 本体の開口部から土砂がはいらないように、マンホール等にシート等で覆いをすること。

(上部スラブコンクリート工事)

第8条 浄化槽の維持管理の作業を容易にすると同時に、雨水の浸入、浮上防止のため、次の各号に適合するように上部スラブコンクリート工事を行うこと。

- ① 埋め戻し後、十分な締め固めを行い、地盤が安定したことを確認し、型枠を組み立てること。
- ② 浄化槽上部の配筋を行うこと。なお、マンホール開口部には周囲に補強筋を施すこと。
- ③ 槽の上部が駐車場や車路になる場合は槽に大きな荷重のかかるおそれのあるため、補強工事を行うこと。(スラブの耐荷重工事、支柱工事、4t 以上耐荷重対応の耐圧マンホールの採用)
- ④ 地下水位の影響により槽に影響が考えられる場合は、補強工事を行うこと。
(アンカー等による浮上防止工事、土圧の変化に対する擁壁工事)
- ⑤ コンクリートを打ち込み、十分な養生期間をおくこと。

（嵩上げ工事）

第9条 嵩上げ工事は、次の各号に適合すること。

- ① 嵩上げの高さは、設置後維持管理の容易さを考慮して、30 c m以内におさえること。
- ② やむを得ず 30 c m以上とする場合にはピット構造とし、作業空間を設けるほか、排水溝を設ける等の対策をとること。
- ③ ピットが深い場合は、安全に昇降できるようタラップ等の安全設備を設けること。
- ④ ピット上面には縞鋼板製等の蓋を設ける場合は、維持管理作業員 1 人で開閉可能な大きさと重量になるよう考慮すること。

（排水設備工事）

第10条 浄化槽の排水設備は、次の各号に適合すること。

（1）流入管及び放流管の施工

- ① 流入管の勾配は、原則として水平面に対して 100 分の 1 程度とし、放流管の勾配は水平面に対して 200 分の 1 以上とすること。
- ② 放流管先端の高さは、放流先の水位変化を考慮して設定すること。また、豪雨時等に浸水の可能性がある場合は、逆流弁を設ける等の措置を講じること。
- ③ 流入管及び放流管は露出しないように土かぶりを十分に行うこと。また、重量のかかる所では、コンクリートで保護するなど破損防止をすること。やむを得ず露出配管とする場合は、外部からの衝撃や耐候性等に配慮し、材質やカバー等による防護策をとること。
- ④ 原則として、流入配管については速やかに屋外に出し、維持管理が容易にできるようにすること。やむを得ず屋内配管とする場合、保守点検、補修、清掃、検査等維持管理が容易にできるよう、清掃口や建築物に十分なスペースを有する点検口を確保すること。
- ⑤ 配管は可能な限り最短距離とすること。
- ⑥ 生活排水に係る管はすべて接続すること。
- ⑦ 雨水や、工場排水などの特殊な排水は、原則として流入させないこととすること。
- ⑧ 既存の配管を利用する場合は、老朽化による破損等の確認の他に、別に記載された升の設置等の基準を満足していることを確認すること。

（2）升の設置場所

- ① 起点（各排水が屋外に出たところ）
- ② 屈曲点（45 度以下の屈曲点（45 度以上の屈曲点が連続して 2 点以上続くときは、当該屈曲点の奇数個目）、落差のあるところ）
- ③ 合流点（2 系統以上の排水の合流点）

- ④ 間隔（排水管の内径の 120 倍を超えない範囲）
- ⑤ 流れに支障をきたす場所
- ⑥ 浄化槽の直前及び直後（ただし、合流点升と浄化槽と距離が 1m 以内であれば、合流点升が浄化槽の直前升とみなすことができる。また、浄化槽ポンプアップ式の場合は、直後は不要とする。）

（3）升の構造、種類

- ① 原則として、流入管側の升はインバート升とし、雨水の流入や悪臭が拡散しないように密閉できる升となっていること。ただし、臭気の逆流防止が必要な個所についてはトラップ等を設けること。その際は、二重トラップにならないようにすること。
- ② 大きさについては、内径又は内径のり 150mm 以上の円形又は角型とし、耐久性及び耐震性のある構造とすること。

（4）床下での集合排水

各衛生器具に接続した排水管が、床下に設置した 1 箇所の排水升や排水管に集中して接続され、1 本の排水管で屋外排水設備に接続する場合、事前に浄化槽の設置場所を管轄する保健福祉事務所に相談し、以下の点に注意すること。

- ① 各排水器具から床下集合配管までの距離は、可能な限り短くするとともに、曲がりの数も可能な限り少なくすること。
- ② 床下集合配管の上部には、室内から設置状況が目視できる位置に点検口を設けること。
- ③ 床下集合配管は、定期的なメンテナンスが容易に行える場所に設置すること。
- ④ 設置者及び保守点検業者に、配管（流入管きょ）の点検方法について、事前に了解を得ること。

（5）阻集器

浄化槽や管路の負荷軽減のため、油脂等分離するための阻集器を設置する場合は、事前に浄化槽の設置場所を管轄する保健福祉事務所に相談すること。また、設置者及び保守点検業者に、点検及び管理の方法について事前に了解を得ること。

（ブロワ設置工事）

第 11 条 ブロワの設置は、次の各号に適合すること。

（1）ブロワの設置位置

維持管理を容易に行うことができ、直射日光があたり、風通しの良い場所が望ましい。

（2）ブロワの設置工事

- ① ブロワを据え付ける基礎はコンクリート製とし、重量や振動に耐え得るものとする。
- ② 基礎は、地盤より 10 c m 以上高くし、ブロワの外寸より大きくすること。

- ③ 基礎は、振動が直接建築物に伝わらないよう、建築物の基礎から離すこと。
- ④ 漏電に備えて、接地工事を行うこと。（アース不用のブロワの場合この限りではない。）
- ⑤ 配管長さは5m以内、曲がりには5箇所以内とすること。（やむなく延長する場合は、配管径を径違いソケットで大きくし、風量の低下を防ぐこと。）

第3章 その他

（その他留意事項）

第12条 浄化槽の設置工事は、次の各号に留意して施行を行うこと。

- ① 施工は必ず浄化槽工事業の登録業者又は届出業者が行い、浄化槽設備士が工事を実地に監督すること。
- ② 流入ポンプ及び放流ポンプを設ける場合は、2台以上設置すること。また、配線用配管入口は、配線後にガスの逆流防止のためコーキングを行うこと。
- ③ 越流ぜきは均等に越流するよう調整すること。